

## 都区制度改革についての自治省から東京都に対する提案

- 1 東京都の「23区一体として委託する」という考え方は、受け入れられないものであること。
- 2 都は、平成12年4月1日に、法制的にも実態的にも清掃事業を特別区に移管すること。  
従って、平成12年4月1日から、特別区が、実態的にも清掃事業を処理することとなるが、どうしても、その時点で、事実上、特別区で処理できないところがある場合においては、その区に限って、都への委託等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 東京都は、東京清掃労働組合に対する「23区一体として委託する」旨の提案を撤回すること。
- 4 上記2については、都と特別区で確認すること。